

平成 29 年 6 月 19 日

受益者の皆様へ

ピクテ投信投資顧問株式会社

**「ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド(毎月決算型)」(愛称：ユーロ・セレクト)
投資信託約款の変更(予定)のお知らせ**

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では追加型証券投資信託「ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド(毎月決算型)」(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、下記のとおり投資信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

何卒、このたびの投資信託約款の変更の趣旨につきましてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬 白

記

1. 投資信託約款の変更内容

当ファンドの信託期間を「無期限」から「平成 34 年 1 月 14 日まで」といたします。あわせて、信託期間を延長できる規定を追加いたします。

＜投資信託約款の新旧対照表(案)＞

(下線部分____は変更箇所を示します。)

変更後	変更前
(信託期間) 第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から <u>平成 34 年 1 月 14 日</u> までとします。	(信託期間) 第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から <u>第 56 条第 1 項、第 57 条第 1 項、第 58 条第 1 項および第 60 条第 2 項の規定による信託終了または信託契約解約の日</u> までとします。
(<u>信託期間の延長</u>) 第 62 条の 1 の 2 <u>委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。</u>	<新設>

2. 投資信託約款の変更理由

当ファンドは信託期間を無期限としておりますが、受益権口数が投資信託約款に定められた信託終了に係る受益権口数を下回っており、繰上償還が可能な状況であります。しかしながら、NISA口座を通じて取得された受益者の方がいらっしゃることを勘案し、

直ちに繰上償還を行うことは好ましくないと判断し、信託期間を「無期限」から「平成34年1月14日まで」に変更いたします。あわせて、当該信託期間の満了までに運用の更なる継続が受益者の方にとって望ましいと判断される場合に信託期間を延長できるよう規定を設けます。

3. 投資信託約款の変更手続きおよび変更日程

① 公告(日本経済新聞朝刊)	: 平成 29 年 6 月 19 日
② 異議申立期間	: 平成 29 年 6 月 19 日から平成 29 年 7 月 25 日まで
③ 投資信託約款の変更予定日	: 平成 29 年 7 月 27 日
④ 当該約款変更の適用予定日	: 平成 29 年 12 月 16 日

改正前の投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第 30 条の規定に基づき、投資信託約款の変更についてご異議のある受益者の方は、平成 29 年 7 月 25 日までに、当ファンドの委託会社である弊社に対し、書面をもってその旨お申し出ください。

この期間内にご異議の申し出のあった受益者の受益権口数が、平成 29 年 6 月 19 日における当ファンドに係る受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、平成 29 年 7 月 27 日付で投資信託約款の変更の届出を行い、平成 29 年 12 月 16 日より適用する予定です。

◎異議お申立ての方法について

予定しております投資信託約款の変更に対しご異議のある受益者の方は、書面に以下の内容をご記入の上、下記宛てに平成 29 年 7 月 25 日までに到着のご郵送にてご異議をお申立てください。**なお、当該約款変更にご同意いただける場合は、特にお手続きは必要ございません。**

(1) 宛先 〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 1 号 岸本ビル 7 階
ピクテ投信投資顧問株式会社 異議申立受付窓口宛て

(2) ご記入いただく内容

①ご住所 ②ご氏名(署名、捺印) ③電話番号(日中連絡先) ④ファンド名「ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド(毎月決算型)」 ⑤取扱販売会社、取引店名、口座番号、保有口数* ⑥投資信託約款を変更することについて反対する旨(例:「上記ファンドについて、平成 29 年 7 月 27 日付投資信託約款の変更 に 異議を申立てます。」)
--

*当ファンドに関し、複数口座をお持ちの方は、保有するすべての取引店名、口座番号、保有口数をご記入ください。保有口数は平成 29 年 6 月 19 日現在で、平成 29 年 6 月 15 日までに取得のお申込みがなされた受益権口数を含みます。口座番号、保有口数などがご不明の場合は、取扱販売会社の窓口までお問い合わせください。

※上記の記入内容に不備等がある場合には、ご異議のお申立てを受付けられない場合がありますのでご注意ください。

※ご異議をお申立ての受益者の受益権合計口数の確認のため、取扱販売会社に対して口数等の確認を行います。なお、その際、必要がある場合にはご本人様ご確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

※公告日を過ぎて取得した受益権(平成 29 年 6 月 16 日以降取得申込分)については、上記のご異議お申立ての権利はございませんのでご了承ください。

◎異議をお申立ての受益者の方の買取請求手続きについて

ご異議をお申立ての受益者の方の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えず、投資信託約款の変更が行われた場合には、ご異議お申立て受益者の方は、以下の手続きにより、自己に帰属する受益権について、信託財産による買取を請求することができます。**なお、買取のご請求をするか否かは、ご異議を申立てた受益者の方の任意です。必ず買取請求をしなければならないものではございません。**

<買取請求の手続き>

- ① 買取請求受付期間 平成 29 年 7 月 28 日から平成 29 年 8 月 16 日まで(受託会社(三井住友信託銀行株式会社)受理分)
- ② ピクテ投信投資顧問よりご異議をお申立ての受益者の方に対し「ご異議をお申立ての受益者の買取請求手続きについて」を発送
- ③ 買取請求必要書類のご記入
- ④ 取扱販売会社の取引店への買取請求必要書類の預け入れ
- ⑤ 取扱販売会社から委託会社を經由して受託会社への買取請求必要書類の送付
- ⑥ 受託会社での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの実行
- ⑦ 受託会社からご指定銀行口座への買取代金のお振込

上記の買取請求は、当ファンドの投資信託約款の変更に対しご異議をお申立てられた受益者の方が、投信法第 30 条の 2 の規定に基づいて受託会社に対して行うものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。買取価額は、このたびの投資信託約款の変更がなければ当該受益権が有すべき公正な価額(受託会社で受益者の方からの買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額)とします。買取代金につきましては、受益者の方のご指定いただく銀行口座に受託会社よりお振込みいたします。なお、振込手数料は受益者の方のご負担として、買取代金から差し引かれます。併せて、受託会社より買取計算書を買取請求書にご記入いただいたご住所へ郵送させていただきます。なお、この手続きによる買取代金のお支払いまでには、事務手続上、通常の一部解約請求よりも日数を要する可能性がありますのでご注意ください。

なお、異議申立期間中あるいは買取請求期間中であっても、またはご異議を申立てたか否かに関わらず、通常どおりに解約請求のお申込みを受付けます。

上記によって弊社が取得した個人情報、投信法第 30 条に係る異議申立てに対する手続き、および投信法第 30 条の 2 に係る反対者の買取請求に対する手続きを行うためにのみ利用し、他の目的には使用しません。また、弊社は、当該手続きに際し、異議申立てを行った受益者の本人確認等を行うために上記個人情報を当ファンドの販売会社に提供します。

受益者から弊社に対し当該投資信託約款の変更に対する異議が申立てられた場合には、以下のとおり、弊社は当該受益者に関する個人データを当ファンドの販売会社または受託会社(第三者)に提供いたしますので、個人情報の保護に関する法律第 23 条第 2 項に基づき開示いたします。

1 第三者提供の目的

- ・受益者ご本人からの異議申立てであること、およびその保有に係る受益権口数の確認のため
- ・当該受益者が投信法第 30 条の 2 が定める買取請求権を行使する場合には、当該手続きを実施するため

2 提供先となる第三者

- ・各受益者からの異議申立てに係る文書に記載された当ファンドの販売会社
- ・異議申立てを行った受益者が投信法第 30 条の 2 が定める買取請求権を行使する場合において買取を実施する当ファンドの受託会社

3 第三者に提供される個人データの項目

- ・当該受益者の氏名、住所、電話番号および当該受益者が購入した販売会社の名称・支店名・口座番号

4 第三者への個人データの提供の方法

- ・口頭(電話)による読み上げ、あるいは異議申立書の写しを郵送・ファクシミリ・電子メール等で提供いたします。

5 備考

- ・異議申立てにおいて、受益者本人が個人データの販売会社への提供の停止を請求される場合には、弊社はそれに応じて停止いたします。ただし、この場合には、上記 1 に記載の確認ができかねますので、弊社は当該重大な約款変更手続きにおける異議申立てに係る受益権口数には算入いたしません。この点につきあらかじめご了承ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先

ピクテ投信投資顧問株式会社

電話番号 0120-56-1805(受付時間:委託会社の営業日 午前 9 時から午後 5 時まで)

(以下余白)